

破産免責についての考察

平野 哲郎

1 破産と免責の現状

現在、破産者の9割以上が事業者ではない通常の消費者で、その99%以上が同時廃止になり、免責を受けます。

しかし、破産者といっても、生活はほとんど一般人と変わらない者も少なくありません。というのは、破産者も失業中か生活保護受給中でなければ、通常自分が家族の誰かがそここの収入を得ているのですが、その大部分を生活費に充ててしまい、業者に対する借金の返済は新たな借入れや親族などからの援助でまかなっていることが結構あるからです。そして、どこの業者も親族も貸してくれなくなって、自転車操業が限界に達したところで破産を申し立ててくるのです。破産の時点で、だいたい債務総額300万円から1000万円、業者数10社から20社、1社平均借入額30万円から50万円というのが多いようです。

一般のイメージとは異なり、身を粉にして働き、爪に火をともすようなぎりぎりの生活をしている破産者ばかりではありません。むしろ、高級車、ステレオなど高価な電気製品、釣などの趣味の道具、カシミヤのコート、真珠のネックレス、羽布団、24時間風呂などを持っていて通常より贅沢な者もいるくらいです。また高い健康食品を食べたり、化粧品を使っていて、つやつやの肌をしている者や飽食のためか脂肪が多めの女性も少なくありません。

車はクレジット会社などに所有権留保されているので、まだ価値がある場合は引き上げられるのですが、6年くらいたったものだと所有権放棄されて、破産者の手元に残ります。電気製

品・家具・衣類などは、もとが高価なもので、まだ新しくても、中古では換価価値がないということで引き上げの対象になることは少なく、これも破産者の手元に残ります。つまり、浪費的で高価な贅沢品を買った破産者ほど、いいものがたくさん手元に残り、ローンだけは免責されることになります。

また、夫の名義で家を買って、夫の給料をローン返済にあてて、生活費は妻がサラ金から借りてまかなうという例もあります。これだと、夫が「どうしても家は処分しない。自分の債務ではないから関係ない」と言い張った場合、妻だけ見れば、離婚して家の潜在的な持分権が財産分与請求権として顕在化すればともかく、現状では資産はないわけですから、やむをえず破産宣告することになります。理屈では、生活費は日常家事債務として夫婦の連帯債務になるわけですが、債権者の申立てもないのに、裁判官が夫に支払えと強要するわけにもいきません。中には最初から失業などの不利益のない妻が借金をして、破産し、免責を受ける計画で、家を手に入れようとしたのではないかと疑えるような、無謀なローンを組んでいるケースもあります。この場合も、妻が破産したといっても、結局その夫婦はその家に住み続けられるわけです。

2 現状に対する問題意識

このように、「借りたら返す」「買ったら払う」という当然の義務を果たさずにいる者が、結局従前と同じ生活レベルを維持していくといふのはおかしい気がします。しかも、免責後の破産者は平均的な収入と借金して買った物が手元に残るだけ、真面目にやっている同程度の収入の者より裕福な生活ができる場合すらあるのです。

ここで、自分のモラルからはこのような破産

者を免責することはできないという気持ちとほとんどの破産者が免責されているという実務の現状の間で、葛藤が生じます。そこで、この葛藤の中で私が考えたことをまとめてみました。

3 問題の検討

以下、免責による被害は何かという観点から、問題を検討してみます。

ある制度の利用者の中で、損害を生じさせた者がいた場合に利用者全体で負担するシステムであるという点で、免責は自動車保険に似ています。ただ自動車保険と違うのは、自動車保険の場合、運転者に故意や重大な法令違反があった場合には保険金が支払われず、自分で責任を負わなければなりませんが、破産の場合、破産者は自己の能力を超えた借入れをすることについて故意があり、詐欺罪に該当する行為をしている場合でも、多くは裁量免責によって責任を免れられるという点です。こう考えると、免責が自己責任の原則に反する不合理な制度のように考えられます。

しかし、もう一点、免責が、自動車事故の場合と異なるのは、債権者が立場に互換性のある一般市民ではなく、営利目的の信販会社・サラ金業者である点です。彼らは、経験的に貸倒率を計算でき、その損害を他の顧客に転嫁できるのです。だからこそ、業者は免責によって合法的に債権を踏み倒されても、「財産権侵害で違憲だ」などと騒ぐことはありません。たんたんと損金処理するだけです。自分が最終的に実質的な損害を被るわけではないからです。

結局、最終的な損害を被るのは、業者ではなく、高い手数料や利息を負担させられる他の一般顧客ということになります。これだけカードとキャッシングが一般化した社会においては、一定の割合の貸倒金の発生は、これらの制度に

による消費の拡大というメリットの裏の避けがたいコストとしてすでに考慮済みであるとも考えられます。すなわち、クレジットを利用した場合は手数料、キャッシングを利用した場合は利息という形で制度を利用した者が全体で、その制度の維持のために必要なコストを負担しているわけです。

純粹に理論的な経済モデルで考えれば、この「正直者ほど損をする」という仕組みに利用者が気がつけば、「借りたら返す」「買ったら払う」という通常のモラルを有する人は、カードやキャッシングを利用しなくなるはずです。すると、利用者が減る分が手数料や利率に反映されて高くなり、ますます利用しにくくなつて、最後に残るのは通常の経済観念・モラルのない顧客だけということになります。これでは、業者は不良債権を抱えて、倒産してしまいます。したがって、業者としては、通常の経済観念を持った顧客を常に開拓し、惹きつけておく必要があります。

そこで、無担保無保証貸付・過酷な取立ての廃止・自動契約機の設置・大規模な宣伝など一般人が借りやすい環境を作っているのです。これらの誘惑に耐えられない者や目先の便利さを高い手数料・利息で買う者がいるので、業者の営業は成り立っているわけです。すなわち、普通に債務を弁済している一般顧客といつても、手元に現金ができるまで購入・消費を我慢できない意志薄弱な者か、当初から他の顧客が返済しない損害が自分に転嫁されることを承知している者なわけですから、自己責任の原則や契約自由の原則からすれば、とりたてて保護に値する者とはいません。

このように考えると、浪費によって破産した者を免責しても、具体的な被害者はいないと考えることができます。

ほかにあえて、被害を考えれば、借りたものは返すという健全な社会秩序の破壊が考えられます。どれだけ免責が多くなっても、借りたものは返さなくてもいいというのが常識になる時代がくるとは考えられません。借りたら返す、買ったら払うというのは、人間本来の理性が命じるルールだからです。このルールにことさらに違反して、浪費の末に破産する者が増加したとはいえ、社会全体から見ればまだ少数にとどまっており、これらの者を免責したからといって、人間本来の理性がゆがめられ、社会秩序が破壊されるという事態にはならないでしょう。

以上の検討の結果、免責による被害は実際に生じていないと考えることができます。

4 結論 今後の免責事件処理の方針

免責することによって、債権者の経済的損失や社会のモラルの低下という被害が生じないとすれば、免責をするにあたって、これらの問題で悩む必要はなく、経済社会の一つの側面として割り切って処理していくべきということになります。すなわち、通常の浪費型破産者については、対抗問題における単純悪意者と同様に自由主義経済社会において、一般にその存在が前提とされているものと認めて、法による保護を与えて免責してしまって良いわけです。

そして、とりわけ誠実性に欠ける破産者だけ、背信的悪意者のように排除し、法の保護を与えないとすればよいのです。特に不誠実な破産者（以下、「背信的破産者」という。）は、誠実な破産者の更生を図るという免責制度の対象外であって、救済の必要もありませんし、たいていの場合、更生の可能性もありません。

こう考えると、原則的には免責するが、背信的破産者に限って免責しないという現在の実務の現状は妥当なものとして肯定できます。問題

は、どのような者を背信的破産者とするかです。

具体的な基準は部外秘ですので、知りたい方は民事4部にいらしてください。ただ、抽象的には、浪費・換金・賭博・射幸行為・詐術・裁判所に対する虚偽陳述などの程度が甚だしい者が背信的破産者ということができるでしょう。

ところで、先ほどの議論は、債権者が業者の場合を前提にしているので、個人債権者がいる場合はまた別の考慮が必要です。親・兄弟以外の個人からかなりの額を無利息で借りて、ほとんど返済していない場合は、個人の信頼・好意を裏切っており、背信的といえます。特に個人の援助を得て、借金を整理したのに、再び短期間に浪費などによって、多額（破産者一般を基準にしても常軌を逸しているようなもの）の債務を負った者も、更生の意欲がなく、援助者の期待・信頼を裏切るもので、背信的破産者と言つていいと思います。

結局、経済的視点から、多くの浪費型破産者は免責の対象となり、残る者が懲罰的・責任追及的視点及び教育的・更生的視点からふるいにかけられることになるといえます。破産免責は、刑法と同様、各自の倫理観・人生観が反映する分野です。経済的視点が結果無価値、懲罰的視点が行為無価値、教育的視点が近代派と考えることができるかもしれません。

このように、破産免責は、自分自身の価値観が問われる、しんどいけれど興味深い事件類型です。